

## 第7章 計画の推進

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年ごとに見直しを行うことが義務付けられています。

そのため、本計画に位置付けた施策や事業（Plan＝計画）については、計画的に順次実施する（Do＝実行）とともに、実施した事業内容の検証及び事業効果の評価（Check＝評価）、検証・評価に基づいた見直し・修正（Act＝改善）というP-D-C-Aサイクルに基づく進捗管理を行いながら、計画に掲げた目標を達成するために、継続的な取組みを進めていきます。

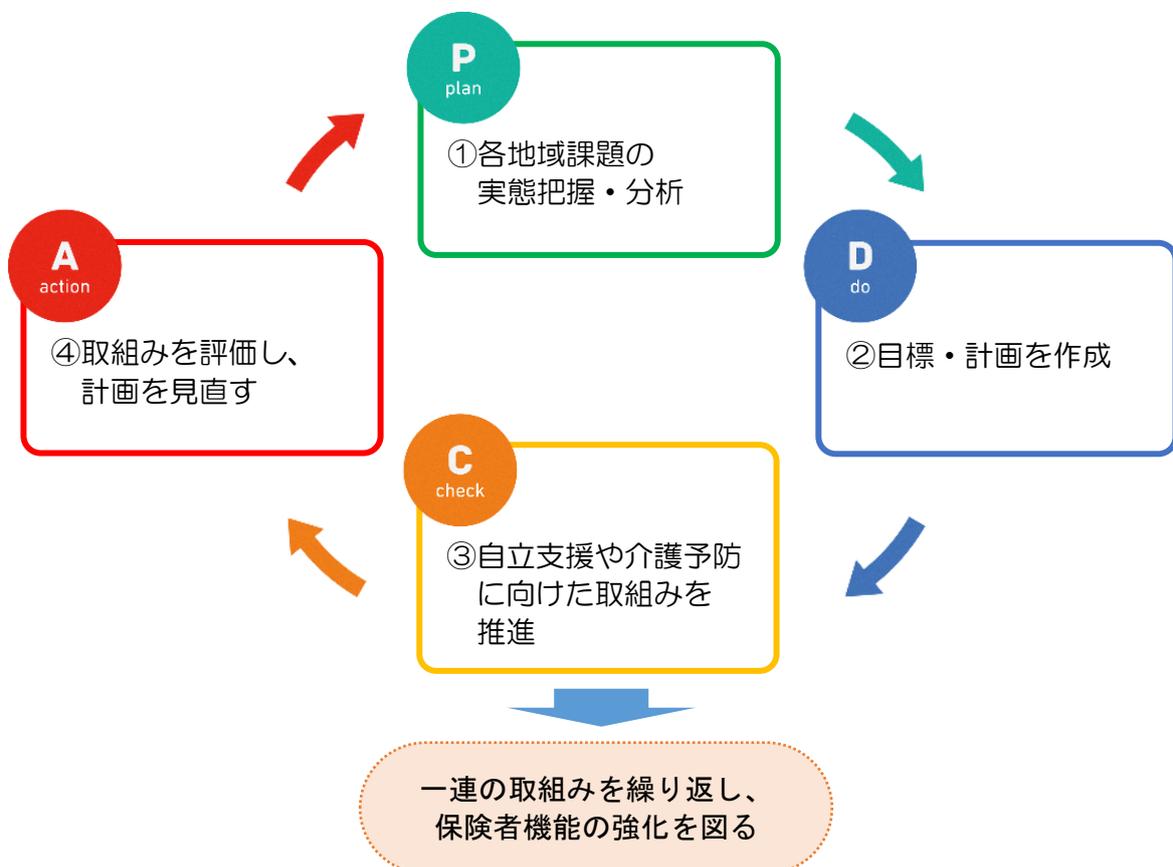
### 1 計画の推進

本計画においては、①各地域課題の実態把握・分析を踏まえ、②目標・計画を作成し、③自立支援や介護予防に向けた取組みを推進し、④これらの取組みを評価し、計画についての必要な見直しを継続的に行っていく「地域マネジメント」を推進するため、「中地域ケア会議」及び「地域包括ケア推進会議」を活用し、本市の保険者機能の強化を図っていきます。

また、本計画に位置付けた各施策の実施にあたっては、必要に応じ庁内関係部署との連携に留意し、効率的かつ効果的な施策の推進に努めます。

さらに、各施策の実施上の課題や、その対応方策の検討については、市の附属機関である「いわき市介護保険運営協議会」の意見を踏まえながら、計画的に取り組むこととします。

図表7-1-1 「地域マネジメント」のイメージ



### 2 計画の進行管理

いわき市介護保険運営協議会は、被保険者代表、学識経験者、保険・医療・福祉関係団体の代表者等で構成されている、市の附属機関です。

計画の進行管理や、各種サービスの質の向上等については、逐次、介護保険運営協議会で審議し、必要に応じて市長への提言を行っていきます。

本市においては、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会の機能についても、介護保険運営協議会が担うこととしており、その運営については、市民や関係団体等の意見が十分に反映されるよう、透明性の確保を心掛けています。

また、平成30年度には、市町村や都道府県の自立支援・重度化防止等に関する取組みを推進するための保険者機能強化推進交付金が、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組みについて更なる推進を図るため、新たな介護予防・健康づくり等に資する取組みに重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

本市においても、県の支援や助言を踏まえながら、保険者機能強化推進交付金等の評価項目を活用し、地域の実情把握や課題分析、評価を行い、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組みや新たな独自事業への積極的な展開を含めて、各種施策の一層の強化を図ります。